

# はんしんローンカード規定

2020年4月1日現在

## 1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときにこの規定の取引に係る契約が成立するものとします。

## 2. (カードの利用)

はんしんカードローン取引について発行したはんしんローンカード(以下「カード」といいます。 )は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。 )の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。 )を使用してカードローン取引の当座貸越の貸越金を返済する場合。(以下「返済」といいます。 )
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。 )の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。 )を使用してカードローン取引の当座貸越の貸越金を引出す場合。(以下「引出し」といいます。 )
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した信用金庫(以下「振込提携先」といいます。 )の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。 )を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により引出し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

## 3. (預金機による返済)

- (1) 預金機を使用して返済する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) カード発行口座については、「現金自動預金機専用通帳(ご利用明細票つづり)」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「はんしんキャッシュサービスご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

## 4. (支払機による引出し)

- (1) 支払機を使用して引出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による引出しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの引出しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの引出しは当金庫ATMご利用案内に記載した金額またはお客さまが設定した金額のいずれか低い方とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの引出しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して引出しをする場合に、引出金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額を超えるときは、その引出しはできません。

## 5. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により引出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫ATMご利用案内に記載した金額の範囲内とします。

## 6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して返済する場合には、当金庫ATMご利用案内に記載した手数料または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して引出しをする場合には、当金庫ATMご利用案内に記載した手数料または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。 )をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、返済および引出し時に、その返済・引出しをしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の引出し時に、その引出しをしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

## 7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより返済をすることができます。
- (2) 故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより引出しをすることができます。
- (3) 前記第1項・第2項による返済または引出しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書に金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められることがあります。
- (4) 故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## 8. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ引出しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、別途用紙に記入していただいた暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いを致します。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる引出しの停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。

## 9. (偽造カード等による引出し等)

当金庫が発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた引出しについては、本人の故意による場合または当該引出しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

#### 10. (盗難カードによる引出し等)

当金庫が発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた引出しについては、次の各号により取扱います。

- (1) 当該引出しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該引出しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてから速やかに、当金庫への通知が行われていること。
  - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該引出しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた引出しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該引出しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象金額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な引出しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません
  - ① 当該引出しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
    - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合。
    - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合。
    - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

#### 11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる引出し停止の措置を講じます。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (4) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫の手数料表で定める再発行手数料をいただきます。

#### 12. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

#### 13. (解約・カードの利用停止等)

- (1) カードローン口座を解約する場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第14条に定める規定に違反した場合。
  - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合。

#### 14. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、振込規定およびカードローン契約書(その特約を含みます。)により取扱います。

#### 16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上